

"Designed by macrovector / Freepik"

日本語学校ネットワーク

No.26

NEWSLETTER

<https://www.nihongonetwork.com>
networkalao@gmail.com

発行元：一般社団法人日本語学校ネットワーク
住所：東京都文京区千駄木3-33-6 第3仲慶ビル6F

TEL: 03-5809-0023
FAX: 03-5842-1072



代表 ご挨拶



日本語学校ネットワーク
代表理事
大日向和知夫

日本語教育機関は、存亡の危機を迎えています。日本における新型コロナウイルスに係る水際対策により 2020 年 4 月以降に入学予定の多くが入国できておらず、日本語教育機関関係 6 団体が 2021 年 3 月に行った新型コロナウイルス感染症の学校経営への影響に関するアンケートの結果によると、2020 年度（2020 年 4 月生～2021 年 1 月生）に在留資格認定証明書が交付された新生生の 52%しか入学できておりません。それ以降（2021 年 4 月生～7 月生）の新生生に至っては全く入国できない状況が続いております。これにより日本語教育機関の在籍学生数は、例年の 1/3 以下であろうと推測されます。

これまで日本語学校は、上海事件問題が原因となった 1990 年代前半の入国審査の厳格化、2004 年の首都東京における不法外国人対策強化に関する共同宣言に端を発した入国審査の厳格化、2011 年の東日本大震災と福島第一原子力発電所事故による応募者の激減など、幾多の存亡の危機を迎えましたが、これを乗り越えてきました。日本語学校ネットワークも、これらの危機に対応すべく活動して参りましたが、活動の一環として関係省庁や与野党政治家諸氏に対しても日本語学校支援を陳情して参りました。その際に大きな壁となったのは、日本語学校には悪質な学校があることと、団体がいくつもありそれぞれの主張が異なることの 2 点でした。

しかしながらコロナによる緊急事態への危機感から 2020 年 4 月より日本語教育機関関係 6 団体（一般財団法人日本語教育振興協会、一般社団法人全国日本語学校連合会、一般社団法人日本語学校ネットワーク、全国専門学校日本語教育協会、一般社団法人全国各種学校日本語教育協会、

一般社団法人全日本学校法人日本語教育協議会）が話し合い、連携して活動することになりました。各団体には、それぞれの立場や主張があり、意見の調整や集約には時間がかかりますが、それぞれの団体が何とか共通点を見出そうと努力しながらの活動です。谷一郎（一般社団法人日本語学校ネットワーク副代表）さん、森下明子（一般社団法人全国各種学校日本語教育協会理事）さんが 6 団体事務局スタッフとして名乗りを上げてくださり調整役をしていただいております。お二人は各団体の意見調整だけでなく、関係省庁や政治家諸氏との窓口となって 6 団体活動を支えてくださっています。日本語教育機関関係 6 団体は、お二人のご活躍なくしてこれまでの成果は上げることができなかったと言っても過言ではありません。この場を借りて、改めてお二人のご活躍に敬意を表すとともに御礼申し上げます。

2020 年度のネットワーク活動は、主にこの日本語教育機関関係 6 団体の一員としての活動となりましたし、2021 年度も引き続き 6 団体の一員として新型コロナウイルス関連の対策が主要な活動となると思われます。当面の活動の中心は日本語教育機関の留学生に対する入国制限緩和、疲弊する日本語教育機関への支援ですが、「日本語教育推進法」の附則に記された「類型化」の課題への対応、公認日本語教師の資格付与、より厳しい基準が導入された新しい告示基準の運用などについても、皆様のご意見を伺いながら積極的に意見発信をしていく所存です。

本年度は、私たち日本語学校にとってまさに存亡を賭けた一年となりますが、お互いに協力しながら、この苦難を乗り越えましょう。皆様におかれましてもネットワーク活動に対するご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。

Index

1. 代表ご挨拶
2. 活動報告
3. 日本語教育機関関係 6 団体
4. 公認日本語教師
5. 特別会員ご紹介
6. 寄稿

大日向和知夫
事務局
谷一郎 森下明子
加藤早苗
株式会社ネクステージ
長岡博司

活動報告

2020年5月

令和2年
日本語教育機関6団体の一員として、政府の「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の支給を検討する際に日本語教育機関に在籍する留学生を含めるよう中川正春議員を始め日本語教育推進議連の議員諸氏及び政党及び有力議員等に要望

「日本語教育機関の留学生が「学びの継続のための学生支援緊急給付金」支給の対象となることが決定」

理事会開催

2020年6月

文部科学省及び入管庁と日本語教育機関6団体の意見交換会に参加し、以下を要望
文科省に対して：新型コロナウイルス感染拡大に伴う日本語教育機関への支援として、今年度受験予定の留学生への配慮、遠隔授業の実施に必要な環境整備の推進に係る整備費の補助、文部科学省高等局と日本語教育機関の定期的な連絡会の設置
入管庁に対して：令和2年4月期生の在留資格認定証明書の有効期間10ヵ月間の延長、一時帰国者の在留期間満了日以降の再入国を可能にする措置への配慮、入国制限緩和の際の留学生の優先的な入国への配慮、留学生の受入回復に向けた審査の簡素化、令和2年4月期生及び7月期生の在留資格認定証明書交付の保留について、在留資格認定書申請に於ける新しい審査基準の導入や新しい告示基準に基づく様々な措置の適用の延期について

日本語教育機関6団体の一員として日本語教育機関の留学生が「学びの継続のための学生支援緊急給付金」の対象となることにご尽力頂いた各議員に対してお礼のご挨拶回り

第六回通常総会（ZOOM会議）開催

会員に対して「日本語教育機関6団体」の活動報告

日本語教育機関6団体の一員として、外務省領事部外国人課を訪問し、入国制限緩和の際の留学生の優先的な入国への配慮、在留資格認定証明書の有効期間について各在外公館への周知を要望

日本語教育機関6団体の一員として、日本語教育推進議員連盟総会に出席し、以下を要望
令和2年4月期生のCOEの有効期限の延長、入国制限緩和の際に留学生の優先的な入国への配慮、留学生受け入れ回復に向けた審査の簡素化、オン来授業環境構築に係る費用の支援、令和2年7月期生のCOE保留者への早期交付と有効期限の延長

2020年7月

中川正春議員のヒアリングに出席、日本語教育機関の類型化に対するネットワーク案を陳述

日本語教育機関6団体意見交換会に出席

2020年8月

日本語教育機関6団体の一員として、出入国在留管理庁に対して日本語教育機関の現状を報告し、以下の要望を申し入れる。
1、在留資格認定証明書の交付件数等の情報提供、
2、在留資格認定証明書交付申請の審査の簡素化、書類の軽減、
3、日本語教育機関の在籍期間の延長、
4、在留資格認定証明書の有効期間延長措置に伴う入学期変更の取り扱いの周知、
5、在留期間更新審査のより柔軟な対応、「教育機関の選定について」に関する移行期間の設定、
6、新しい告示基準の適用の延期について等

日本語教育機関6団体の一員として、日本語教育推進議員連盟の議員、その他関係議員、関係機関に留学生の入国制限緩和を陳情

2020年9月

留学生の入国制限緩和を見据え、日本語教育機関6団体が「日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（案）を文化庁に提出

活動報告

2020年9月

日本語教育機関6団体の一員として、中川正春議員の日本語教育機関の類型化に関するヒアリングに出席

自民党清話会懇親会に出席

「国際的な人の往来の再開」に伴い、留学生の入国制限緩和を政府が決定」

2020年10月

ネットワーク勉強会 元自民党政務調査会副会長木原誠二衆議院議員をお招きし、「私費留学生の入国制限解除実施の進捗状況」等についてご講話頂く

日本語教育機関6団体の一員として、日本語教育推進議員連盟総会に出席し、留学生の入国制限解除実現のお礼を述べるとともにコロナ感染症の影響を受けた日本語学校生に対して2年を超えた在籍を認めるように要望

近畿日本ツーリストと新規入国留学生対象の待機プランについて検討

2020年11月

文化庁が行う日本語教育機関の類型化、認定日本語教師制度に関するヒアリングに出席

日本語教育機関6団体の一員として、自民党政務調査会「外国人労働者党特別委員会」傍聴

2020年12月

日本語教育機関6団体会議

木原誠二衆議院議員の勉強会に参加

2021年2月

令和3年
出入国在留管理庁に対して2年を超えて在籍する在校生の取り扱いについて確認

東京出入国在留管理局に対して「通常認められる2年間の期間を超えて更新を希望する学生について」の申請方法の確認

2021年3月

日本語教育機関6団体会議

日本語教育機関6団体の各団体が「新型コロナウイルス感染症が学校経営に与えた影響に関するアンケート」実施

日本語教育機関6団体の一員として、新規入国留学生の入国制限再緩和についての情報収集と関係議員への陳情

2021年4月

日本語教育機関6団体の一員として、コロナ感染症の影響で存亡の危機にある日本語教育機関に対する支援を関係議員への陳情

日本語教育機関6団体の一員として、中川正春議員の日本語教育機関の類型化に関するヒアリングに出席

理事会

日本語教育機関6団体の一員として、日本語教育推進議員連盟総会に出席し、コロナ禍における日本語教育機関の窮状を訴え、支援を要望

2021年5月

日本語教育機関6団体の一員として、加藤勝信内閣官房長官に対して「日本語教育機関への支援と留学生の入国制限早期緩和について」要望書を提出

日本語教育機関6団体の一員として、日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議委員（日本語教育機関代表）との意見交換会

日本語教育機関 関係 6 団体

皆さんもご存知の通り、2020年度はコロナ一色の1年でした。しかし、その一方で、日本語教師の資格化、日本語教育機関の類型化の議論が進んだ1年でもありました。そのためかつてない密度で業界の活発な活動が行われました。まずは、コロナ対応を中心に6団体活動を振り返ってみたいと思います。

昨年の6月頃は、4月期生、7月期生の在留資格認定証明書も保留のまま交付されず、キャンセルの続出を心配していた時期にあたります。幸いこの問題については、入管庁との対話、日本語教育推進議連の先生方を中心としたご支援により、交付してもらえらることになりました。当時は、在留資格認定証明書の有効期間は、6ヶ月に延長されておりましたが、入国制限が長期化しさらなる有効期間の延長が必要となり、6月30日の議連総会が一つのプレッシャーとなり、直前の6月26日にこれも実現しました。8月は、集中的に入国制限の緩和の陳情を行っていたところ、8月22日には、国費留学生の入国再開が報道され、入国制限緩和への期待が一気に高まりました。9月は、私費留学生の入国制限緩和がいつ発表されるかと待ち続ける日々でしたが、9月24日には、6月から取り組んでいた「日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」が内閣官房ホームページに掲載されるに至りました。これは、単に提出すれば掲載されるものではなく、政府の確認を経て何度も修正の上掲載されたもので、我々の業界が、しっかりとした対策を実施して新規入国者の受け入れができる信頼できる業界であるということを示すのに大いに貢献したと思います。

これらの積み重ねにより、9月25日には、私費留学生に対する入国制限の緩和も発表されました。議員の先生方によると、当時は、入国制限の緩和自体には政府も前向きで、問題点は、受け入れ能力に限られる中どう優先順位を付けるかであったとのことでした。その点、私費留学生が優先してもらえたことは、非常に大きな成果であったと思います。

入国制限の緩和が決まると、次なるテーマは入国時期が遅れた学生たちの学習期間を確保するための日本語教育機関の在籍期間の延長です。在校生の在籍期間延長については、8月に法務省ホームページのQ&Aが更新され、コロナの影響で学習目標が達成できなかった場合は、在籍期間が延長できることになりました。しかし、当時の発表内容は、必ずしも、我々が要望していた最長3年間の在籍を認める内容ではなく地方入管局で解釈の差があり、混乱を生みました。そこで、進学や就職活動のタイミングを踏まえた内容としてもらうこと、新規入国の学生の取扱いについてもQ&Aに明記してもらうことを引き続き入管庁に要望し、11月5日ようやくこれらに配慮した形で、Q&Aが更新されました。

入国制限は緩和されましたが、レジデンストラック誓約書の記載内容に関する解釈が在外公館によって異なり、査証申請不受理が多発し、またやや混乱しました。これについては、外務省へ要望、また、受入空港に限られていて地方の学校にとっては負担が大きいことから議連への要望を行いました。

11月には、入国制限緩和にご尽力いただいた議員の先



日本語学校ネットワーク
副代表理事
谷一郎

ころではない状態でした。

10月には、文化庁による各団体へのヒアリングも行われましたが、結局、文化庁も各団体の足並みが揃わず取りまとめに苦慮していた様子でした。そんな中で迎えた10月21日の議連総会では、議連の先生方からは、文化庁国語課に対して進捗の遅れについて厳しい批判とともに、我々の業界に対しても、「あるべき制度の話は、本来業界から出てくるもの。何とかして全体像を描いて欲しい。」との強いお叱りがありました。

11月には、再び文化庁からの団体別ヒアリングがあり、

この過程で初めて文化庁の具体的な公認日本語教師、日本語教育機関の類型化のイメージが提示されました。そのおかげで、論点がかなり明確化され、年末年始にかけてようやく6団体内で、意見交換ができるようになってきました。ささやかなことですが、この時点で、公認日本語教師の制度化自体には、全団体が賛成



で一致できたことが、その後の意見統一のきっかけとなりました。

しかし、再びの緊急事態宣言により、意見交換のトーンは再びダウンしてしまいました。その一方で、文化庁の協力者会議での議論は、我々の混乱を尻目にドンドン進行しており、このままでは、我々の全く望まない形、しかも現場の実状が反映されない制度が構築されてしまう危険性が非常に高まってまいりました。また、結果としては、緊急事態宣言の影響で延び延びになって、次の議連総会は、4月22日に実施されたのですが、本来は、2月に公認日本語教師、日本語教育機関の類型化に関する意見ヒアリングが実施される予定でした。議連からは、6つの団体がバラバラに意見を述べても、1本に集約して発表しても良いとのことでしたが、結局のところ、バラバラに違った意見を述べても、法案の内容に強い影響を与えるインパクトとはなりません。一刻も早い意見の集約が必要でした。

生方のお礼にまわり、ホッとしたのもつかの間のごことで、じりじりと国内のコロナ感染者は増加し、変異株の出現後、年末からは一気に再度の入国制限となってしまいました。この2回目の緊急事態宣言は、前回と違い、学校への休校要請は伴わなかったため、ガイドラインの改定を行いました。

当初は、緊急事態宣言が解除されれば、入国制限も緩和される期待もありましたが、4月生の入国時期が近づいても一向にその気配もなく、3月には、再度の入国制限緩和を要望するためにアンケートの実施を行いました。このアンケート結果は非常に重要で、その後、議連や政府が我々の業界の支援を検討してくださるベース資料となりました。3月後半は、この結果を踏まえて入国制限の再緩和を求めて要望活動を行いました。変異株の出現により、政府の基本姿勢が前回と全く異なって、当面緩和は難しい

ことが分かってきました。そこで、4月22日の議連総会にて、初めて日本語教育機関への支援について要望を行うことになりました。限られた発表時間内にどれだけ窮状を伝え、支援の必要性を訴えることができるか発表資料にも工夫を凝らし、発表も何度もリハーサルを行った上で当日に臨みました。結果は、議連の先生方の心を動かし、議連の先生方とともに、6団体が加藤官房長官へ要望を申し入れることができました。加藤官房長官からは、文化庁国語課と相談するようコメントをもらい、現

一方、日本語教師の資格化、日本語教育機関の類型化の議論についてですが、昨年夏の段階では、各団体の意見もスタンスも、また類型化そのものに対する関心度もバラバラでした。7月に、議連の代表代行である中川先生から各団体別にヒアリングが行われ、中川先生からは、業界として日本語教育機関の類型化についてまとめるよう指示をいただきましたが、コロナによる混乱でそれど

日本語教育機関 関係 6 団体

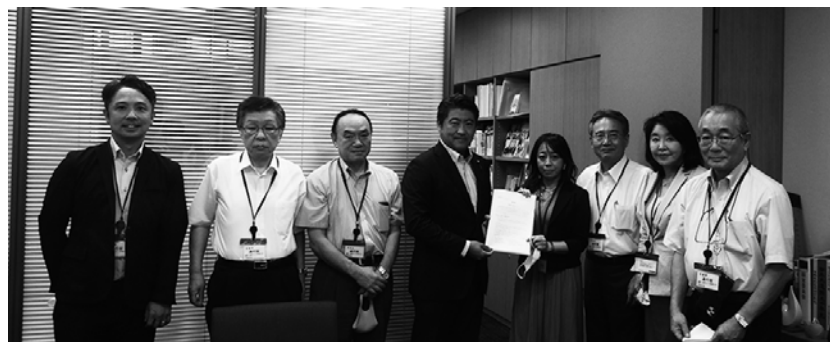
3月末からは、入国制限緩和と支援要請の陳情活動の傍ら、活発なやり取りが行われました。そして、ギリギリの土壇場で、業界一丸となった意見書の取りまとめができ、4月22日の議連総会では、統一した意見発表ができました。この日は、コロナで困窮する業界への支援についてもプレゼンテーションを行い、それ以降、議連の先生方からは、非常に積極的なご協力をいただけるようになりました。これは、議連の先生方が我々の窮状に理解を示してくれたことでもあります。が、何よりも、これまでバラバラと言われた業界が、コロナの混乱下でも意見を集約し、救うに値する業界であると評価してもらえたことが非常に大きかったと思います。

その後は、5月31日の協力者会議での業界ヒアリングに向けた活動となりました。我々の業界から協力者会議の委員となっている3人の先生方や、文化庁と議連総会に提出した意見書に関して意見交換を行い、意見書のブラッシュアップを行いました。

今後は、我々の意見や協力者会議での議論を参考に取組みが進んでいくものと思われませんが、引き続き法案の方向性がずれていかないよう、行政との密なコミュニケーションを心がけていかなければなりません。

最後に、この1年間の活動で思い知らされたのは、議員の先生方も行政も、我々が思っている以上に、日本語教育機関の実態についてご存じないということです。業界が組織的、計画的に業界がどう社会に貢献しているのか、何に困っているのかを訴えていく努力をし続けなければ、いくら目の前の学生達にしっかりとした教育を行っていても、社会的に認知されることはあり得ません。以前に比べて社会的な注目度が増してきた今だからこそ、業界のあり方を真剣に討議する時が来ていると言えるのではないのでしょうか。

副代表理事 谷一郎



日本語教育機関 関係 6 団体



学校法人アジアの風 岡山外語学院 副理事長
全国各種学校日本語教育協会 理事
森下明子

— 日本語教育機関関係 6 団体 活動の 1 年を振り返って —

昨年の4月8日、アルカディア私学会館での6団体の会議から、業界団体がはじめて一丸となって活動することとなりました。この1年を振り返ってみると、議員の方々、省庁に提出した要望書は43枚、議員会館、省庁には30回訪問しました。最初は要望書の書き方もわからず、また6団体それぞれの意見を調整するのも大変で、1つの要望書を書くのにかなりの時間がかかりました。議員の秘書の方への連絡、省庁とのやり取り、議員会館への訪問、緊張の連続でしたが、各団体の先生方のご指導の下、1年何とかやってきました。

最近では議連総会での発表や首相官邸での加藤官房長官への要望、外国人労働者等特別委員会での発表、文化庁の協力者会議での発表という大役まで経験させていただきました。議連総会での発表については、日本語教育機関の窮状に加えて、支援の必要性を訴える最初の場となったので、理解していただくためにはどのような資料で、どのように発表すればよいかとかなり頭を悩ませました。様々な方々からアドバイスもいただき、何人かの先生方には、発表の練習にもお付き合いいただきました。その甲斐あって、発表後、議連総会の場で、馳議連事務局長から「日本語教育機関の窮状はよく理解した。この窮状と要望を官邸に伝えなければならない」と力強い発言をいただけることとなり、その後の官邸での加藤官房長官への要望につながりました。

また、官邸と一緒に要望して下さった議連の議員の方々も5月中旬に3回も国会で文科大臣、文化庁次長に、日本語教育機関の重要性と支援の必要性を訴えてくださいました。そして、矢野文化庁次長が答弁の中で、「日本語教育の推進は多様な文化を尊重した活力ある多文化共生社会の実現に資するものであり、日本語教育機関はその推進に当たり重要な役割を担っている」、「国の政策として日本語教育機関の振興と活用推進を図ることにより外国人受け入れ体制を充実させることは非常に重要なことであり、今後日本語教育機関が継続するために更にもどのような支援が可能であるか検討していく」と発言していただき、6団体とやり取りをしながら、支援を検討しているとはっきり仰ってくださいました。この発言を拝聴した時、長い間日本語教育に対して真摯に取り組んできた日本語教育機関の活動がようやく認められ、1年間の業界一丸となった6団体の活動がその後押しになったと大変嬉しく思いました。

日本語教育機関は、このコロナ禍で今なお厳しい状況が続いております。日本語教育機関への支援の実現、入国制限早期緩和、類型化、教師の資格化と目の前に山積している課題があります。これらを一一つ解決し、何とかこの苦境を乗り切って、我々日本語教育機関が日本、世界において「振興と活用推進」に値する機関であるとの認識が根付くよう自分もできることを微力ながらしっかりとやっというと思っています。皆様引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

令和2年8月12日

日本語教育推進議員連盟
会長 河村 建夫 様

要望書

入国制限の早期緩和について

日本語教育機関関係6団体の要望に迅速なご対応を賜り、心より感謝いたします。
在留資格認定証明書の有効期間延長を実現していただいたことにより、それぞれ国で待機している留学生の不安が払拭されました。日本留学開始の期待が高まる一方で、「いつ日本に入国できるのか。」との声が聞こえて参ります。多くの日本語教師も、先が見えない中で雇用の不安を抱えております。また、私ども日本語教育機関は留学生受入れにあたり以下のような感染症対策の実施を予定しております。
つきましては、留学生に対しては、ビジネス往來目的と同様の第1段階での入国制限緩和をしていただきたく、改めて要望いたします。

＜留学生受入れに際しての感染症対策＞

- 渡日前の措置
 - 留学生には、渡日前14日間の体温や体調を記録させ、日本語教育機関と共有させる
 - 日本語教育機関は、留学生の国により指定されたPCR検査等の陰性証明の円滑な取得に協力し、その取得状況を管理する
- 入国時の措置
 - 留学生には、空港でのPCR検査等を受けさせる等、わが国政府の指示を遵守させる
 - 日本語教育機関は、留学生の出入入を手配し、マスク着用等対策を徹底した上で、公共交通機関以外的手段で宿泊施設まで移動させる
 - 留学生には、アプリや日誌等により、入国後14日間の位置情報を保存させる
 - 留学生を宿泊施設に14日間待機させ、食料の買出し等の生活に必要な不可欠な外出以外を禁じる。また、待機期間中は毎日、体温、体調等を日本語教育機関に報告させる
 - 日本語教育機関は、待機期間中の留学生に毎日連絡し、身体、精神両面のケアを行うと共に、定期的に感染予防を含む生活指導を実施する
 - 日本語教育機関は、健康保険または医療保険への加入を徹底させたい。地域の医療機関と連携体制を整える

| | |
|---|--|
| (一財)日本語教育振興協会 理事長 佐藤次郎 (一社)日本語学校ネットワーク 代表理事 大日向和夫 (一社)全国各種学校日本語教育協会 理事長 吉岡正毅 | (一社)全国日本語学校連合会 理事長 荒木幹光 全国専門学校日本語教育協会 会長 深堀和子 (一社)全日本学校法人日本語教育協議会 代表理事 江副隆秀 |
|---|--|

1

令和3年4月22日

日本語教育推進議員連盟
会長 河村 建夫 様

要望書

日本語教育機関への支援と留学生の入国制限早期緩和について

新型コロナウイルス感染症拡大により、昨年から断続的な入国制限から外国人留学生を抱える教育機関に甚大な影響を与えています。特に国からの補助金もなく収入のほとんどを外国人留学生からの納付金で運営しており、その学生募集を国外に依存する日本語教育機関への影響は深刻かつ、長期間に亘っており、存亡の危機となっております。日本語教育の基盤となる日本語教育機関が失われることは、高等教育機関の留学生や外国人人材の激減につながります。また入国の見通しが立たないことにより、キャンセルは増え続けております。それにより日本語教育機関が破綻し、納付金が返還されない場合、国際問題になってしまう恐れもあります。以上ご賢察いただき、下記の支援措置を早急にご検討いただけますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況は不透明で、政府におかれましても慎重な判断が必要であることは重々承知しておりますが、現在母国で待機している学生の入国制限早期緩和についても是非ご検討いただけますようお願いいたします。

＜要望の趣旨＞

- 留学生の重要性
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として実施している入国制限は3段階で緩和措置が計画され、留学生はビジネス往來目的の次の段階に位置付けられていると聞いております。日本経済に対する寄与を考えるとビジネス往來目的の緩和措置は、妥当なご判断であると存じます。しかしながら留学生も我が国の社会、経済にとって必要不可欠な存在です。日本語教育機関で学ぶ留学生の殆どは、卒業後に直接日本国内企業に就職したり、大学や専門学校に進学し、その後就職したりと我が国の活力の維持に貢献しています。何よりも母国と日本との懸け橋となって活躍できる、我が国の貴重なグローバル人材である点をご留意いただきたく存じます。
- 日本語教育インフラの前倒懸念
 - 日本語教育機関は、収入を留学生からの授業料納付金で賄い、運営されています。さらに学生受け入れ数の95%超が4月から10月の間に集中する構造になっています。このことから受け入れが呼ばれない本年4月期生、7月期生に加えて、今年度の10月生が受け入れできない場合、学校経営が致命的ダメージを被ることとなります。
 - さらに留学生の募集活動は通例、入学の半年～1年前から行われるため、既に2021年4月期生の募集活動に大きな支障になっており、万が一2021年4月までに受け入れが実現しない場合、日本語教育機関の在籍留学生数はほぼゼロとなり、日本語教育事業の継続が困難になり、我が国の日本語教育インフラが崩壊してしまうものと懸念されます。
- 日本語教師の雇用環境の懸念
 - 日本語教師の雇用は、留学生の在籍数に依存するため、本年10月までに受け入れが実現しない場合は、相当数の日本語教師の雇用が失われます。雇用が失われてしまえば、「日本語教育の推進に関する法律」第21条に規定された「日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等」が図れなくなります。
 - 東日本大震災などの経験によれば、高いスキルを持つ日本語教師であっても、一度その職を失他の職種に就いてしまうと、二度と戻ることはありません。日本語教師の資質と能力を証明する新たな資格である公認日本語教師の制度の整備も進められている最中に、優秀な教師の雇用が失われますと、後進の育成体制も失われ、我が国の外国人受け入れ体制に大きな傷跡を残すこととなります。

以上、日本語教育機関の状況をご賢察いただき、早急に、留学生の入国制限を緩和していただけますようお願いいたします。

| | |
|---|--|
| (一財)日本語教育振興協会 理事長 佐藤次郎 (一社)日本語学校ネットワーク 代表理事 大日向和夫 (一社)全国各種学校日本語教育協会 理事長 吉岡正毅 | (一社)全国日本語学校連合会 理事長 荒木幹光 全国専門学校日本語教育協会 会長 深堀和子 (一社)全日本学校法人日本語教育協議会 代表理事 江副隆秀 |
|---|--|

2

令和3年4月22日

日本語教育推進議員連盟
会長 河村 建夫 様

要望書

日本語教育機関への支援と留学生の入国制限早期緩和について

新型コロナウイルス感染症拡大により、昨年から断続的な入国制限から外国人留学生を抱える教育機関に甚大な影響を与えています。特に国からの補助金もなく収入のほとんどを外国人留学生からの納付金で運営しており、その学生募集を国外に依存する日本語教育機関への影響は深刻かつ、長期間に亘っており、存亡の危機となっております。日本語教育の基盤となる日本語教育機関が失われることは、高等教育機関の留学生や外国人人材の激減につながります。また入国の見通しが立たないことにより、キャンセルは増え続けております。それにより日本語教育機関が破綻し、納付金が返還されない場合、国際問題になってしまう恐れもあります。以上ご賢察いただき、下記の支援措置を早急にご検討いただけますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況は不透明で、政府におかれましても慎重な判断が必要であることは重々承知しておりますが、現在母国で待機している学生の入国制限早期緩和についても是非ご検討いただけますようお願いいたします。

＜要望の趣旨＞

- 日本語教育機関に対する支援
 - 昨年から断続的な入国制限の影響を受け、在籍数が激減し、経営困難となっている日本語教育機関に対して、事業の存続、継続のために支援をお願いいたします。例えば、在留資格認定証明書交付人数(キャンセルも含む)に応じた日本語教育機関事業継続緊急給付金等を要望いたします。
- 日本語教育機関の教職員(非正規雇用含む)に対する支援
 - 再度の入国制限のため閉講できないクラスが更に増えています。教職員(非正規雇用含む)への支援をお願いいたします。例えば、雇用調整助成金の特例措置の延長等を要望します。
- 入国制限早期緩和
 - 再度の入国制限により、在留資格認定証明書が交付されても入国できず、学生はそれぞれの国で入国できる日を心より願っています。日本にとっての留学生の重要性をご理解いただき、是非早期緩和をお願いいたします。
 - また、すでに交付された在留資格認定証明書の有効期間については、通常3ヶ月間のところ、特別に有効期間を延長していただいておりますが、入国制限が早期に緩和されない場合、さらなる延長をお願いいたします。

| | |
|---|--|
| (一財)日本語教育振興協会 理事長 佐藤次郎 (一社)日本語学校ネットワーク 代表理事 大日向和夫 (一社)全国各種学校日本語教育協会 理事長 吉岡正毅 | (一社)全国日本語学校連合会 理事長 荒木幹光 全国専門学校日本語教育協会 会長 深堀和子 (一社)全日本学校法人日本語教育協議会 代表理事 江副隆秀 |
|---|--|

1/3

令和3年4月22日

日本語教育推進議員連盟
会長 河村 建夫 様

意見書

日本語教師の資格及び日本語教育機関の類型化について

日本語教育の制度整備に多大なご尽力を賜り、心より御礼申し上げます。日本語教師の資格及び日本語教育機関の類型化に関する文化庁の案については、概ね賛成ですが、日本語教育機関関係6団体として、意見を下記の通りまとめましたので、宜しく願い申し上げます。

記

1.日本語教師の資格について

制度化にあたっては、現職者の不利益がないようにしていただきたい。実施時期、配置基準などについては、日本語教育機関関係団体の意見に配慮していただきたい。

2.日本語教育機関の所管について

国策として、日本語教育の推進に取り組んでいただくため、日本語教育機関の所管を法律に明記していただきたい。教育は文部科学省で、留学生の在籍管理は法務省と明確化していただきたい。

ただし、専門学校や各種学校は、すでに、所管は各都道府県になっており、第三者機関の審査を重複して受けるような、屋上屋を築す制度はやめていただきたい。(都道府県や文部科学省から様々な厳しい書類審査を毎年受けているため、新たな認証制度との共通項目については、これ以上の負担がないよう考慮していただきたい。)

令和3年3月29日

日本語教育推進議員連盟
事務局長 能 浩 様

要望書

留学生に対する入国制限の早期再緩和について

平素より、日本語教育機関関係6団体の活動に対しご理解とご尽力を賜り、心より感謝いたします。

政府は、令和3年1月13日より全ての対象国・地域とのビジネストラック及びレジデンストラックの運用を停止し、外国人の新規入国を認めないという方針を続けており、留学生が入国できない状況です。3月21日に緊急事態宣言が解除されましたが、入国制限は緩和されておらず、私共はこの状況を憂慮しております。

2021年4月期生及び昨年度の入学予定を2021年4月学期等に変更した日本語教育機関の学生たちは、不安を抱えながら、日本に入国できる目をそれぞれの国で待ち続けております。今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況は不透明で、政府におかれましても慎重な判断が必要であることは重々承知しております。しかしながらこの状況が抜けば、我が国での留学を目指す学生が日本留学を断念しかねず、今後の我が国の社会に与える影響は計り知れません。そして、この4月に予定通りの留学生の受け入れは絶望的となっており、補助金等の支援もなく、留学生からの授業料で運営している日本語教育機関は、事業継続が困難となりつつあり、我が国の日本語教育インフラが崩壊してしまう危機に直面しております。

また留学生は、入国前後のPCR検査の他、受け入れ日本語教育機関の管理の下、2週間の隔離期間が設けられていることから、留学生が入国することにより感染が拡大するという可能性は極めて低いと考えられます。

つきましては、留学生の早期の入国制限再緩和を是非ともご検討いただけますようお願い申し上げます。

| | |
|---|--|
| (一財)日本語教育振興協会 理事長 佐藤次郎 (一社)日本語学校ネットワーク 代表理事 大日向和夫 (一社)全国各種学校日本語教育協会 理事長 吉岡正毅 | (一社)全国日本語学校連合会 理事長 荒木幹光 全国専門学校日本語教育協会 会長 深堀和子 (一社)全日本学校法人日本語教育協議会 代表理事 江副隆秀 |
|---|--|

2/3

3/3

日本語教育推進議員連盟
事務局長 能 浩 様

要望書

留学生に対する入国制限の早期再緩和について

平素より、日本語教育機関関係6団体の活動に対しご理解とご尽力を賜り、心より感謝いたします。

政府は、令和3年1月13日より全ての対象国・地域とのビジネストラック及びレジデンストラックの運用を停止し、外国人の新規入国を認めないという方針を続けており、留学生が入国できない状況です。3月21日に緊急事態宣言が解除されましたが、入国制限は緩和されておらず、私共はこの状況を憂慮しております。

2021年4月期生及び昨年度の入学予定を2021年4月学期等に変更した日本語教育機関の学生たちは、不安を抱えながら、日本に入国できる目をそれぞれの国で待ち続けております。今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況は不透明で、政府におかれましても慎重な判断が必要であることは重々承知しております。しかしながらこの状況が抜けば、我が国での留学を目指す学生が日本留学を断念しかねず、今後の我が国の社会に与える影響は計り知れません。そして、この4月に予定通りの留学生の受け入れは絶望的となっており、補助金等の支援もなく、留学生からの授業料で運営している日本語教育機関は、事業継続が困難となりつつあり、我が国の日本語教育インフラが崩壊してしまう危機に直面しております。

また留学生は、入国前後のPCR検査の他、受け入れ日本語教育機関の管理の下、2週間の隔離期間が設けられていることから、留学生が入国することにより感染が拡大するという可能性は極めて低いと考えられます。

つきましては、留学生の早期の入国制限再緩和を是非ともご検討いただけますようお願い申し上げます。

＜要望の背景＞

- 日本語教育インフラ崩壊に対する懸念
 - 昨年10月からの入国制限の緩和により、本来、2020年4月、7月、10月に入国予定だった学生及び2021年1月期生については、その52%以上しか入国できませんした。残りの学生たちは、2021年4月学期等に入学時期を変更したため、この度の再度の入国制限により入国ができなくなってしまいました。また、2021年4月期生も在留資格認定証明書が交付されたものの、同様に入国の目途が立っておりません。
 - さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受け、通常の募集活動ができていないことに加え、日本の再度の入国制限のため、2021年4月期生数は前年の63%(*)と応募者が激減しています。また、10月期生の募集を現在行っておりますが、入国制限が続いている状況ではさらに応募者が減少すると予測されます。
 - そして、昨年2020年に在留資格認定証明書を交付された学生のうちキャンセルが現時点で16%(*)でありますが、このまま入国制限が続くことになれば、更に増えることが予想されます。
 - 日本語教育機関は、補助金等の支援もなく、留学生からの授業料で運営されています。昨年度に引き続き、今年度もこの4月に予定通りの留学生受け入れができない場合、日本語教育事業の継続が困難になり、我が国の日本語教育インフラが崩壊してしまう危機に直面しております。
 - (*)日本語教育機関関係6団体緊急アンケート結果(別添参照)による数値
- 留学生の受け入れの重要性
 - 留学生は、我が国の社会、経済にとって必要不可欠な存在です。日本語教育機関で学ぶ留学生の殆どは、卒業後に直接日本国内企業に就職したり、大学や専門学校に進学し、その後就職したりと我が国の活力の維持に貢献しています。何よりも母国と日本との懸け橋となって活躍できる、我が国にとって貴重なグローバル人材であります。
- 日本語教師の雇用環境に対する懸念
 - 日本語教育機関に属する日本語教師の雇用は、留学生からの授業料で賄われているため留学生の在籍数に依存しています。本年4月に予定通り留学生が入学できない場合、相当数の日本語教師の雇用が失われます。雇用が失われてしまうことにより「日本語教育の推進に関する法律」第21条に規定された「日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等」の維持が非常に困難となることが推測されます。
 - また留学生は、東日本大震災などの経験によれば、高いスキルを持つ日本語教師であっても、一度その職を失他の職種に就いてしまうと二度と戻ることはありません。日本語教師の資質と能力を証明する新たな資格である公認日本語教師の制度の整備も進められている最中に、優秀な教師の雇用が失われますと、後進の育成体制も失われ、我が国の外国人受け入れ体制に大きな傷跡を残すこととなります。
- 留学生への入国時の対応
 - 留学生は、入国前後でPCR検査を受けており、日本の空港での検疫により陽性が出た場合は、国の責任のもとに隔離されております。また、陰性だった留学生に対しては、我々受け入れ日本語教育機関が、国の指示を遵守し、公共交通機関の不使用、ホテルを中心とした2週間待機等を責任持って実施しております。これらを考慮すると日本語教育機関の留学生が新型コロナウイルスを国内に持ち込み感染拡大につながる可能性は非常に低く抑えられるものと考えます。

以上、日本語教育機関の状況等をご賢察いただき、留学生の入国制限を早急に再緩和していただけますようお願いいたします。

2/3

3/3

日本語教育推進議員連盟
事務局長 能 浩 様

要望書

留学生に対する入国制限の早期再緩和について

平素より、日本語教育機関関係6団体の活動に対しご理解とご尽力を賜り、心より感謝いたします。

政府は、令和3年1月13日より全ての対象国・地域とのビジネストラック及びレジデンストラックの運用を停止し、外国人の新規入国を認めないという方針を続けており、留学生が入国できない状況です。3月21日に緊急事態宣言が解除されましたが、入国制限は緩和されておらず、私共はこの状況を憂慮しております。

2021年4月期生及び昨年度の入学予定を2021年4月学期等に変更した日本語教育機関の学生たちは、不安を抱えながら、日本に入国できる目をそれぞれの国で待ち続けております。今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況は不透明で、政府におかれましても慎重な判断が必要であることは重々承知しております。しかしながらこの状況が抜けば、我が国での留学を目指す学生が日本留学を断念しかねず、今後の我が国の社会に与える影響は計り知れません。そして、この4月に予定通りの留学生の受け入れは絶望的となっており、補助金等の支援もなく、留学生からの授業料で運営している日本語教育機関は、事業継続が困難となりつつあり、我が国の日本語教育インフラが崩壊してしまう危機に直面しております。

また留学生は、入国前後のPCR検査の他、受け入れ日本語教育機関の管理の下、2週間の隔離期間が設けられていることから、留学生が入国することにより感染が拡大するという可能性は極めて低いと考えられます。

つきましては、留学生の早期の入国制限再緩和を是非ともご検討いただけますようお願い申し上げます。

＜要望の背景＞

- 日本語教育インフラ崩壊に対する懸念
 - 昨年10月からの入国制限の緩和により、本来、2020年4月、7月、10月に入国予定だった学生及び2021年1月期生については、その52%以上しか入国できませんした。残りの学生たちは、2021年4月学期等に入学時期を変更したため、この度の再度の入国制限により入国ができなくなってしまいました。また、2021年4月期生も在留資格認定証明書が交付されたものの、同様に入国の目途が立っておりません。
 - さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受け、通常の募集活動ができていないことに加え、日本の再度の入国制限のため、2021年4月期生数は前年の63%(*)と応募者が激減しています。また、10月期生の募集を現在行っておりますが、入国制限が続いている状況ではさらに応募者が減少すると予測されます。
 - そして、昨年2020年に在留資格認定証明書を交付された学生のうちキャンセルが現時点で16%(*)でありますが、このまま入国制限が続くことになれば、更に増えることが予想されます。
 - 日本語教育機関は、補助金等の支援もなく、留学生からの授業料で運営されています。昨年度に引き続き、今年度もこの4月に予定通りの留学生受け入れができない場合、日本語教育事業の継続が困難になり、我が国の日本語教育インフラが崩壊してしまう危機に直面しております。
 - (*)日本語教育機関関係6団体緊急アンケート結果(別添参照)による数値
- 留学生の受け入れの重要性
 - 留学生は、我が国の社会、経済にとって必要不可欠な存在です。日本語教育機関で学ぶ留学生の殆どは、卒業後に直接日本国内企業に就職したり、大学や専門学校に進学し、その後就職したりと我が国の活力の維持に貢献しています。何よりも母国と日本との懸け橋となって活躍できる、我が国にとって貴重なグローバル人材であります。
- 日本語教師の雇用環境に対する懸念
 - 日本語教育機関に属する日本語教師の雇用は、留学生からの授業料で賄われているため留学生の在籍数に依存しています。本年4月に予定通り留学生が入学できない場合、相当数の日本語教師の雇用が失われます。雇用が失われてしまうことにより「日本語教育の推進に関する法律」第21条に規定された「日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等」の維持が非常に困難となることが推測されます。
 - また留学生は、東日本大震災などの経験によれば、高いスキルを持つ日本語教師であっても、一度その職を失他の職種に就いてしまうと二度と戻ることはありません。日本語教師の資質と能力を証明する新たな資格である公認日本語教師の制度の整備も進められている最中に、優秀な教師の雇用が失われますと、後進の育成体制も失われ、我が国の外国人受け入れ体制に大きな傷跡を残すこととなります。
- 留学生への入国時の対応
 - 留学生は、入国前後でPCR検査を受けており、日本の空港での検疫により陽性が出た場合は、国の責任のもとに隔離されております。また、陰性だった留学生に対しては、我々受け入れ日本語教育機関が、国の指示を遵守し、公共交通機関の不使用、ホテルを中心とした2週間待機等を責任持って実施しております。これらを考慮すると日本語教育機関の留学生が新型コロナウイルスを国内に持ち込み感染拡大につながる可能性は非常に低く抑えられるものと考えます。

以上、日本語教育機関の状況等をご賢察いただき、留学生の入国制限を早急に再緩和していただけますようお願いいたします。

2/3

3/3

日本語教育推進議員連盟
事務局長 能 浩 様

要望書

留学生に対する入国制限の早期再緩和について

平素より、日本語教育機関関係6団体の活動に対しご理解とご尽力を賜り、心より感謝いたします。

政府は、令和3年1月13日より全ての対象国・地域とのビジネストラック及びレジデンストラックの運用を停止し、外国人の新規入国を認めないという方針を続けており、留学生が入国できない状況です。3月21日に緊急事態宣言が解除されましたが、入国制限は緩和されておらず、私共はこの状況を憂慮しております。

2021年4月期生及び昨年度の入学予定を2021年4月学期等に変更した日本語教育機関の学生たちは、不安を抱えながら、日本に入国できる目をそれぞれの国で待ち続けております。今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況は不透明で、政府におかれましても慎重な判断が必要であることは重々承知しております。しかしながらこの状況が抜けば、我が国での留学を目指す学生が日本留学を断念しかねず、今後の我が国の社会に与える影響は計り知れません。そして、この4月に予定通りの留学生の受け入れは絶望的となっており、補助金等の支援もなく、留学生からの授業料で運営している日本語教育機関は、事業継続が困難となりつつあり、我が国の日本語教育インフラが崩壊してしまう危機に直面しております。

また留学生は、入国前後のPCR検査の他、受け入れ日本語教育機関の管理の下、2週間の隔離期間が設けられていることから、留学生が入国することにより感染が拡大するという可能性は極めて低いと考えられます。

つきましては、留学生の早期の入国制限再緩和を是非ともご検討いただけますようお願い申し上げます。

＜要望の背景＞

- 日本語教育インフラ崩壊に対する懸念
 - 昨年10月からの入国制限の緩和により、本来、2020年4月、7月、10月に入国予定だった学生及び2021年1月期生については、その52%以上しか入国できませんした。残りの学生たちは、2021年4月学期等に入学時期を変更したため、この度の再度の入国制限により入国ができなくなってしまいました。また、2021年4月期生も在留資格認定証明書が交付されたものの、同様に入国の目途が立っておりません。
 - さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受け、通常の募集活動ができていないことに加え、日本の再度の入国制限のため、2021年4月期生数は前年の63%(*)と応募者が激減しています。また、10月期生の募集を現在行っておりますが、入国制限が続いている状況ではさらに応募者が減少すると予測されます。
 - そして、昨年2020年に在留資格認定証明書を交付された学生のうちキャンセルが現時点で16%(*)でありますが、このまま入国制限が続くことになれば、更に増えることが予想されます。
 - 日本語教育機関は、補助金等の支援もなく、留学生からの授業料で運営されています。昨年度に引き続き、今年度もこの4月に予定通りの留学生受け入れができない場合、日本語教育事業の継続が困難になり、我が国の日本語教育インフラが崩壊してしまう危機に直面しております。
 - (*)日本語教育機関関係6団体緊急アンケート結果(別添参照)による数値
- 留学生の受け入れの重要性
 - 留学生は、我が国の社会、経済にとって必要不可欠な存在です。日本語教育機関で学ぶ留学生の殆どは、卒業後に直接日本国内企業に就職したり、大学や専門学校に進学し、その後就職したりと我が国の活力の維持に貢献しています。何よりも母国と日本との懸け橋となって活躍できる、我が国にとって貴重なグローバル人材であります。
- 日本語教師の雇用環境に対する懸念
 - 日本語教育機関に属する日本語教師の雇用は、留学生からの授業料で賄われているため留学生の在籍数に依存しています。本年4月に予定通り留学生が入学できない場合、相当数の日本語教師の雇用が失われます。雇用が失われてしまうことにより「日本語教育の推進に関する法律」第21条に規定された「日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等」の維持が非常に困難となることが推測されます。
 - また留学生は、東日本大震災などの経験によれば、高いスキルを持つ日本語教師であっても、一度その職を失他の職種に就いてしまうと二度と戻ることはありません。日本語教師の資質と能力を証明する新たな資格である公認日本語教師の制度の整備も進められている最中に、優秀な教師の雇用が失われますと、後進の育成体制も失われ、我が国の外国人受け入れ体制に大きな傷跡を残すこととなります。
- 留学生への入国時の対応
 - 留学生は、入国前後でPCR検査を受けており、日本の空港での検疫により陽性が出た場合は、国の責任のもとに隔離されております。また、陰性だった留学生に対しては、我々受け入れ日本語教育機関が、国の指示を遵守し、公共交通機関の不使用、ホテルを中心とした2週間待機等を責任持って実施しております。これらを考慮すると日本語教育機関の留学生が新型コロナウイルスを国内に持ち込み感染拡大につながる可能性は非常に低く抑えられるものと考えます。

以上、日本語教育機関の状況等をご賢察いただき、留学生の入国制限を早急に再緩和していただけますようお願いいたします。



インターカルト日本語学校 学校長
一般財団法人日本語教育振興協会 理事
文化庁「日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議」委員
加藤 早苗

一 国家資格への思いと、その議論の経過報告 一

今でこそ、「10代の頃から日本語教師になりたいと思っていた」などという人も珍しくなくなりましたが、ひと昔ふた昔前までは、自分を含め日本中のほとんどの人が、日本語教師はもとより外国人に対する日本語教育というものの存在すら知らなかったのではないかと思います。私は、33年前に自校の非常勤教師に採用されたとき、外国人学生たちとの未知の世界での充実感に浸りつつ、一方で、自分が担当する授業時間と、そのための準備時間、学校の往復時間まで計算に入れたら、自分の時給はたったこれだけなのだ気づき、なんととしても日本語教師の社会的地位と待遇を上げなければと強く思いました。

それから30余年の年月が過ぎた2020年に、唐突に「公認日本語教師」という資格制度案が自分の目の前に現れました。文化審議会の日本語教育小委員会から出された『日本語教師の資格の在り方について』と題された報告書に、この資格の「社会的位置付け」が名称独占の「国家資格」であると書かれていたのを見た私は、いよいよきたぞ！という気持ちになりました。まさに悲願だったからです。

「日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議」が設置され、その委員に奇しくも任命された私は、2020年7月、第1回の会議に臨みました。

その後、本格的議論のスタートと期待した第2回の会議が開かれたのは、半年以上の時を置いた2021年1月、そこで、資格創設には日本語教師の業（仕事）の範囲を明確にする必要があるため、先に制定された日本語教育推進法の附則に示された「日本語教育機関の類型」をこの会議の議題に追加するという説明がなされました。これは日本語学校にとっては一大事とも言える方向転換でしたが、委員

16名のうち日本語学校関係者はたった3名という体制での会議再開でした。

第3回では、三類型とした「留学」以外の「就労」と「生活」から加わった新委員の知見の発表、第4回では、他の国家資格での例がないため学士要件を外すこと、第5回では、現職日本語教師の移行措置を主な議題として進みました。

この原稿を書いている時点での直近に開催された2021年5月の第6回に、日本語教育機関関係6団体から代表が会議に出席して意見書を示したことは、実態としての日本語学校の存在と重要性を示す良い機会だったと思います。数字としては6ですが、これは大きな1です。会議(国)には、これからも我々の声を聞き、反映させていくという姿勢を継続してほしいと願っています。

今日までの経過はここまでです。一連の議論は、正直、迷走しているという感も否めません。次回は6月29日、その次の1回を経て終了、報告書としてまとめられ、来年の通常国会にとも聞いています。しかし、それで議論が尽くされたことになるのか、さらにこのコロナ禍において、日本語教育界のみならず、世界のすべてが大きく変わるであろう今、拙速に事を進めることの怖さも感じています。そして何より、この資格が日本語教師の社会的地位と待遇の向上の実現につながるものにならなければ意味がありません。

現場に在りつつ議論の場にも在る数少ない人間の一人であるという自覚をもって、これからも熱く深く冷静に発言、発信してまいります。

「お互いに理解し合い共に暮らす社会をつくる」

株式会社ネクステージ・ホームステイインジャパンは、来日される外国人留学生や企業研修生にホームステイを提供させていただいています。ホームステイをすることにより、学校で学んだ日本語をすぐに使うことができ、日本語力向上に役立つと考えております。また日本語だけではなく、ホームステイを通じて「文化」「習慣」「日本人」を理解することも、彼らにはとても重要であり、私たち日本人にとっても外国人を知る大切な機会となります。お互いに深く理解し合い、私たち日本人が外国人と共に働き、共に暮らせる社会を作れるよう、これからもサポートしていく所存です。

株式会社ネクステージ
ホームステイインジャパン
代表取締役
梶田佳彦



一 寄稿



翰林日本語学院 学校長
一般社団法人全国日本語学校連合会 副理事長
長岡博司

未来！そこに私はいないかもしれない。しかし私は未来に向かって進むしかない。その未来は誰が支えるのか、それは間違いなく青年です。この青年という苗木を如何に育むか、家庭や、地域・国にはそれぞれ差異があります。その差異を超える事ができる一つの方法に「留学」があると信じています。多様性という言葉が多く語られるようになってまいりました。「留学」は、この多様性を感じることが出来る最高の手段です。そして多様性のバランスをとるには、一国の制度設計を整えるだけでは不可能と思いますが如何でしょうか。やはり、言語の後ろには「心」が必要と思います。「災いは口より出でて身を破り、幸いは心より出でて我を飾る」と言います。拙い言葉であっても、その言葉の後ろに心を感じたら衝突も少なくなると思います。言葉を間違えて「笑う」のは日本人だけです。そして、外国人を一労働力としてみるのではなく、外国人が将来の家庭、地域、国を支える「心」のある柱になってくれたらどんなに素晴らしい事でしょうか。6団体の未来への使命は大きいと思います。



編集

一般社団法人日本語学校ネットワーク

発行日：2021年6月23日